相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市川上七三四番地、最後の住所岡山県美作市川上七三四番地　被相続人　亡　竹山　政春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

事務所岡山県美作市古町一六五四番地
相続財産管理人　司法書士　松本　和夫

第7期決算公告

平成29年1月25日　東京都品川区大崎一丁目11番1号

シーメンス・ジャパン・ホールディング株式会社

代表取締役社長　藤田　研一

貸借対照表の要旨（平成28年9月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	251	流動負債	20,603
固定資産	28,950	株主資本	8,599
無形固定資産	0	資本金	25
投資その他の資産	28,950	資本剰余金	25
		資本準備金	25
		利益剰余金	8,549
		その他利益剰余金	8,549
資産合計	29,202	負債・純資産合計	29,202

㊟　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　平成27年10月1日　至　平成28年9月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,200
販売費及び一般管理費	7
営業利益	1,192
営業外費用	1
経常利益	1,191
税引前当期純利益	1,191
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	△0
当期純利益	1,192

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区八木三丁目三九番、最後の住所広島市安佐南区八木三丁目三九番一四号　被相続人　亡　後藤　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

広島市安佐南区緑井五丁目一七番五号グランデュア緑井四〇三号
相続財産管理人　弁護士　大原　太軸

第18期決算公告

平成28年12月22日

東京都渋谷区富ヶ谷1丁目35番23号
株式会社ダイアナ
代表取締役　徳田　充孝

貸借対照表の要旨（平成28年9月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,045	流動負債	1,322
固定資産	6,527	固定負債	3,084
		負債合計	4,407
		株主資本	4,165
		資本金	500
		資本剰余金	1,888
		資本準備金	1,154
		その他資本剰余金	734
		利益剰余金	1,776
		その他利益剰余金	1,776
		純資産合計	4,165
資産合計	8,573	負債・純資産合計	8,573

損益計算書の要旨
（自　平成28年1月1日　至　平成28年9月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	8,695
営業費用	8,791
営業損失	96
営業外収益	53
営業外費用	61
経常損失	104
特別利益	6
特別損失	19
税引前当期純損失	116
法人税、住民税及び事業税	32
法人税等調整額	49
当期純損失	199

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県喜多郡内子町本川六八二番地、最後の住所愛媛県宇和島市恵美須町二丁目七番五号　被相続人　亡　高本昭三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

愛媛県宇和島市朝日町一丁目三番一六号
相続財産管理人　清水　直道

第43期決算公告

平成29年1月25日

宮城県遠田郡涌谷町字砂田土手外62番地の5
株式会社羽柴
代表取締役　羽柴　惣一

貸借対照表の要旨（平成28年6月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	18,440,054
	固定資産	98,472,793
	合計	116,912,847
負債及び純資産の部	流動負債	20,717,881
	固定負債	117,378,541
	株主資本	△21,183,575
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	△46,183,575
	その他利益剰余金	△46,183,575
	（うち当期純損失）	(45,403,996)
	合計	116,912,847

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年二月二十八日であり、株主総会の決議は、平成二十八年十二月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年一月二十五日

宮城県遠田郡涌谷町字砂田土手外六二番地の五
株式会社羽柴
代表取締役　羽柴　惣一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市塩屋崎町一丁目二九番地、最後の住所高知県高知市塩屋崎町一丁目三番一二号　被相続人　亡　徳久　雄厚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十五日

高知県高知市北本町一丁目一〇番三一号高知八州ビル五階　土佐法律事務所
相続財産管理人　弁護士　武田　弘己

第38期決算公告

平成29年1月25日

栃木県宇都宮市下岡本町2110番地14
株式会社石商
代表取締役　村松　誠一

貸借対照表の要旨
（平成28年2月29日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	32,394
	固定資産	65,653
	合計	98,047
負債及び純資産の部	流動負債	35,910
	固定負債	55,338
	株主資本	6,799
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,201
	その他利益剰余金	△3,201
	（うち当期純損失）	(5,176)
	合計	98,047

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年二月二十六日であり、株主総会の決議は、平成二十九年一月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年一月二十五日

栃木県宇都宮市下岡本町二一一〇番地一四
株式会社石商
代表取締役　村松　誠一